

千曲市告示第46号

行政組織の変更に伴う関係要綱の整備に関する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

千曲市長 小川 修 一

行政組織の変更に伴う関係要綱の整備に関する告示

(千曲市国際交流推進事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 千曲市国際交流推進事業補助金交付要綱（平成15年千曲市告示第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育部長」を「こども・教育部長」に改める。

様式第1号中

「

千曲市長 様

申請者住所

(団体名)

氏名

㊞

」を

「

(宛先) 千曲市長

申請者住所

(団体名)

氏名

」に改める。

様式第3号中

「

千曲市長 様

住 所

(団体名)

氏 名

㊞

」を

「

(宛先) 千曲市長

住 所

(団体名)

氏 名

」に改める。

様式第4号中「千曲市長 様」を「(宛先) 千曲市長」に改める。

(千曲市立保育所における長時間保育実施要綱の一部改正)

第2条 千曲市立保育所における長時間保育実施要綱（平成15年千曲市告示第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「福祉事務所長」を「市長」に改める。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号中「千曲市福祉事務所長 様」を「（宛先）千曲市長」に改める。

様式第4号中「千曲市福祉事務所長」を「千曲市長」に改める。

（部落解放・人権政策確立要求千曲市推進本部設置要綱の一部改正）

第3条 部落解放・人権政策確立要求千曲市推進本部設置要綱（平成15年千曲市告示第66号）の一部を次のように改正する。

第6条中「健康福祉部人権・男女共同参画課」を「こども・教育部人権・男女共同参画課」に改める。

（千曲市大規模小売店舗立地法事務取扱要綱の一部改正）

第4条 千曲市大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成15年千曲市告示第103号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「経済部産業振興課」を「経済部商工課」に改める。

（千曲市宅地開発等指導要綱の一部改正）

第5条 千曲市宅地開発等指導要綱（平成15年千曲市告示第136号）の一部を次のように改正する。

第8条中「千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条後段中「教育委員会」を「市長」に改める。

（千曲市商工業アドバイザー事業実施要綱の一部改正）

第6条 千曲市商工業アドバイザー事業実施要綱（平成17年千曲市告示第25号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

「

※産業振興課使用欄
_____」を

「

※市使用欄
_____」に

改める。

（千曲市観光推進本部要綱の一部改正）

第7条 千曲市観光推進本部要綱（平成18年千曲市告示第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「経済部観光課」を「文化観光スポーツ部観光課」に改める。

(千曲市虐待防止ネットワーク会議要綱の一部改正)

第8条 千曲市虐待防止ネットワーク会議要綱(平成19年千曲市告示第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「次世代支援部こども未来課」を「こども・教育部こども未来課」に改める。

別表市関係者の項中

「
| 次世代支援部長 |
」を

「
| こども未来担当部長 |
」に改める。

(千曲市男女共同参画計画審議会要綱の一部改正)

第9条 千曲市男女共同参画計画審議会要綱(平成25年千曲市告示第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「健康福祉部人権・男女共同参画課」を「こども・教育部人権・男女共同参画課」に改める。

(千曲市雇用促進連絡協議会要綱の一部改正)

第10条 千曲市雇用促進連絡協議会要綱(平成25年千曲市告示第91号)の一部を次のように改正する。

第7条中「経済部産業振興課」を「経済部商工課」に、「産業振興課」を「商工課」に改める。

(千曲市観光振興計画策定委員会要綱の一部改正)

第11条 千曲市観光振興計画策定委員会要綱(平成27年千曲市告示第12号)の一部を次のように改正する。

第8条中「経済部観光課」を「文化観光スポーツ部観光課」に改める。

(千曲市情報政策推進本部設置要綱の一部改正)

第12条 千曲市情報政策推進本部設置要綱(平成27年千曲市告示第46号)の一部を次のように改正する。

別表中

「 次世代支援部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長	「 経済部長 建設部長 文化観光スポーツ部長 議会事務局長 こども・教育部長
--	---

」を ）」に改める。

(千曲市子ども計画策定委員会要綱の一部改正)

第13条 千曲市子ども計画策定委員会要綱(令和6年千曲市告示第93号)の一部を次のように改正する。

第7条中「次世代支援部子ども未来課」を「子ども・教育部子ども未来課」に改める。

(千曲市物品購入等に係る契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱の一部改正)

第14条 千曲市物品購入等に係る契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱(令和6年千曲市告示第132号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「教育部長」を「子ども・教育部長」に改める。

(千曲市保育園あり方検討委員会要綱等の廃止)

第15条 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 千曲市保育園あり方検討委員会要綱(平成18年千曲市告示第42号)
- (2) 千曲市人権教育推進員設置要綱(平成24年千曲市告示第21号)
- (3) 千曲市保育園整備計画策定委員会要綱(平成24年千曲市告示第56号)
- (4) 千曲市児童クラブ実施要綱(平成29年千曲市告示第36号)
- (5) 千曲市医療的ケア児保育支援事業実施要綱(令和3年千曲市告示第16号)
- (6) 千曲市戸倉保育園基本計画検討委員会設置要綱(令和4年千曲市告示第51号)
- (7) 千曲市「15の春」応援事業給付金交付要綱(令和5年千曲市告示第90号)

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。